

匝瑳市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

(総合事業の種類)

第3条 市が実施する総合事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第1号事業

ア 第1号訪問事業

イ 第1号通所事業

ウ 第1号介護予防支援事業

(2) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号に掲げる事業をいう。）

(対象者)

第4条 総合事業の対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第1号事業 居宅要支援被保険者等

(2) 一般介護予防事業 第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者

(第1号事業支給費)

第5条 第1号事業支給費の額は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定

める額とする。

(1) 第1号訪問事業及び第1号通所事業 別表の第1号訪問事業及び第1号通所事業の項中、それぞれ同表の単位数の欄に掲げる単位数に同表の1単位の単価の欄に掲げる1単位の単価を乗じて得た額の100分の90に相当する額

(2) 第1号介護予防支援事業 別表の第1号介護予防支援事業の項中、同表の単位数の欄に掲げる単位数に同表の1単位の単価の欄に掲げる1単位の単価を乗じて得た額の100分の100に相当する額

2 法第59条の2に規定する政令で定める額以上の所得を有する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費における前項第1号の規定の適用については、同号中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 第1項各号の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(支給限度額)

第6条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の第1号事業支給費の支給限度額は、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

2 省令第140条の62の4第2号に規定する被保険者（以下「事業対象者」という。）が総合事業を利用する場合の第1号事業支給費の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数により算定した額とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、同号ロに規定する単位数により算定した額とすることができる。

(高額介護予防サービス費相当事業)

第7条 市長は、総合事業において、法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費（次項において「高額介護予防サービス費等」という。）に相当する事業（次項において「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を実施するものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件及び支給額は、高額介護予防サービス費等の例によるものとする。

(事業の委託)

第8条 市長は、総合事業を法第115条の47第4項に規定する基準を満たす者（事業対象者に対して実施する第1号介護予防支援事業にあつては、同条第1項に規定する厚生労働省令で定める者）に委託して実施することができる。

(補助)

第9条 市長は、総合事業（第1号介護予防支援事業を除く。）を提供する者に対して、その費用の全部又は一部を補助することができる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業	サービスの種類	単位数	1単位の単価
第1号訪問事業	旧介護予防訪問介護相当サービス（旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。）	地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）別添1の1に定める単位数	10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）に規定する匝瑳市の地域区分における介護予防訪問介護の割合を乗じて得た額
第1号通所事業	旧介護予防通所介護相当サービス（旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。）	実施要綱別添1の2に定める単位数	10円に単価告示に規定する匝瑳市の地域区分における介護予防通所介護の割合を乗じて得た額
第1号介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメントA（介護予防支援に相当するサービスをいう。）	実施要綱別添1の3に定める単位数	10円に単価告示に規定する匝瑳市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額